

裁判員等経験者の意見交換会議事録

司会者：本日はお忙しいところお越しいただき，どうもありがとうございます。

裁判員制度が始まってもう随分長い月日経ってきたんですけれども，私自身も裁判員制度が始まってからほぼずっと裁判長として，この制度に携わって，かなりの件数をやってきたんですけれども，それでも，最近でもまだ迷うことが多くて，かつ試行錯誤をしなければいけないところが多くあります。

こういう経験者の意見交換会で皆さんの御意見を伺うことで，その改善にしていきたいと思いますので，本日は忌憚のない御意見を，よろしくお願いいたします。

それでは，本日は，まずお一人ずつ簡単に，最初に全般的な感想，裁判員を務めてみての感想をお一人ずつ伺った後に，具体的な問題点として審理日程とか選任手続に関するお話を伺い，その後，公判審理自体の問題についていろいろお伺いします。手続でいえば，冒頭陳述から証拠調べ，そして論告，弁論が行われ，評議が行われたという内容だと思います。

それでは，最初にまず裁判員を務めての，全般的な感想ということになります。お願いします。

裁判員等経験者 1：私，別に司法の勉強を特別してきたわけでもなくって，そういうような身分の自分がこういう裁判に関わることができたっていうのは，非常に貴重な経験ができたと思って，非常に感謝しております。

裁判員等経験者 2：テレビで見るような，こういう裁判風景ですか，ああいうのが現実に経験でき，非常にいい経験になったと思っております。

裁判員等経験者 3：ふだん役者の活動をしているんですけれども，そこで裁判員の話の舞台に出たことがありまして，今回，裁判員をやったこの経験というのが，貴重な経験だったと思っております。

裁判員等経験者 4：初め選任されたときには，ちょっと非常にびっくりはしたんですけれども，経験させていただきまして，大変貴重な経験となり，今後の生

活や社会を見る目に役立つかなと思っております。

裁判員等経験者 5：決まってからすぐにこの面接があつて、裁判がすぐに始まったということで、それも1週間ぐらいで裁判の審理も終わって、決まったということが、何か早かったのが、こういう流れなんだなというのを初めて知って、経験になりました。

裁判員等経験者 6：最初当たったときには、まさか自分がついていう驚きと同時に、仕事がありましたので、不適切な言い方なんですけど、面倒くさいことに当たっちゃったなというのが正直な感想でした。でも、裁判員裁判の経験を通して、最終的に思ったのが、やはり貴重な経験をしてよかったなと思いました。その貴重な経験の1つは、もちろん司法に全く関係のなかった私がこういった形で携わることができたということ。その場で集まった裁判員等経験者の方々、皆様いろんな立場なんですけど、やはり学校を卒業してから、そういういろんな立場の方と一緒に一つのことを決めるということの経験がございませんでしたので、そういったことをいろんな立場の人と話し合いをして、一つの結論を導けたことは、貴重な経験だったと思います。

司会者：どうもありがとうございます。本当に参考になるというか、まさにいろんな経験の人とちゃんと議論するって、裁判官が我が身に本当に感じているところですね。今まで法律家だけでやっていたので、本当にいろんな方に入っていて、こちらはいろんな勉強になっています。今日の意見もまたそういう意味でいろいろ参考になると思いますので、お願いいたします。

それでは、少し実際の審理の中に入っていって、少し感想等、審理のわかりやすさ等をお聞きしたいと思います。

その中で、まず最初に、裁判が始まると被告人が入ってきて、名前を確認して起訴状を読んで、その後に冒頭陳述っていうのがあったと思います。お手元の資料の中にあるかと思いますが、実際は色刷りでそれぞれが最初に検察官、弁護人がプレゼンを行ったと。この冒頭陳述についてのわかりやすさ、わかりにくさ。あるいは参考になったか、ならなかったかというあたり、今覚えてい

る範囲で結構ですので、ちょっとまたその点の御感想をお伺いしたいと思います。

まず、1番の方が携わられたのは、殺人ということで重い事件で、かついろんな関係者が多数の事件で、かなり込み入ったところもあったと思いますが、最初の双方のプレゼンで割と事案のお互いの主張がわかりやすかったかどうかのあたりは、いかがでしたでしょうか。

裁判員等経験者 1：特に理解しにくいということもなく、わかりやすかったと思います。

司会者：この事件、関係者がいろいろ兄弟姉妹がいっぱい出てきて、割と人間関係とか出ていますけれども、実際、記録に残っている冒頭陳述を見ると、特に例えば人間関係図みたいに図示したりはしてなくて、そういう中でどんどん人の名前が出てきたりもしますが、そういう関係で、最初にちょっと頭に入りにくかったとか、そういうことはなかったでしょうか。

裁判員等経験者 1：特にそういうことはなかったです。

司会者：2番の方は、強盗致傷と詐欺の事件ということでしたけれども、割とコンパクトな冒頭陳述がされていると思いますが、実際お聞きしたときには、どうだったでしょうか。その冒頭陳述で割と事案が、ああ、こういうのがそれぞれ主張している事案かってわかりやすかったか、あるいは、もうちょっとここを言ってもらったほうがよかったっていうのがあるのか、いかがでしたでしょうか。

裁判員等経験者 2：いや、そんな複雑な事件内容ではなかったと思うんですけども、ですから、検察官、弁護士両方がおっしゃる内容も、すぐ理解はできました。

司会者：この事件のもう一つの問題点として、基本的には量刑が中心だったと思うんですけども、一部犯行態様に争いがあったという中で、ただそんなに重要でもないですよというイメージでも、その違いがある分が残ったりする中で、冒頭陳述では、態様にもこういうところは違うんだとか、これは問題にな

りそうだというのがずっと入ってきたのか、それとも、そこら辺はちょっと証拠調べの中でだんだん、ああ、ちょっと言い分が違うところがわかってきたなという感じだったのか、そこら辺いかがでしたでしょうか。

裁判員等経験者 2：ちょっとそこら辺まで、私はようわからんですわ。

司会者： それでは、3 番の方は、いかがでしたでしょうか。強制わいせつ事件ということで、いろんな問題点もある事件だと思いますが、冒頭陳述の段階でのわかりやすさというのは。

裁判員等経験者 3： 冒頭陳述では、検察官の話は割とわかりやすかったんですけども、弁護人のおっしゃっていることがちょっとわかりにくいというか、そこまで言うのっていう場所の特定だとか、すごい図面、何ていうんですかね、スクリーンですかね、そこまで見せるんだっていうところまでしゃべって、そこがちょっと気になったのはあったんですけども、そのあたりは、こちらも初めてなので、どういうふうに進んでいくのかがよくわからなかったのも、ああ、こういうところまで突っ込んでいくんだというような、そういう感想を持ちましたね。

司会者： こちらの手元にある資料だと、冒頭陳述っていうのは、A 4、1 枚のしかないもので、実際何か写真とか。

裁判員等経験者 3： 証拠写真とか、その場所を特定するときの写真だとか、場所はこの辺ですねとかっていうのを、スクリーン、何ですかね。モニターで、こう地図を載せて、ここはこうで、こうでっていうふうな説明があったんですけども、そこまでも言うんだと、ここだともう特定しちゃうんじゃないかっていう。その裁判員の人たちだけでなく、見てられた方とかも、そこまで公開しちゃうんだとか、そのあたりがちょっと気になったなという感想を持ちました。

司会者： わかりました。今のひょっとしたら、質問のときか何かのときですかね。

裁判員等経験者 3： 質問のときです。

司会者：そうか。それで、具体的にちょっと場所が分かりかねないような流れだったんじゃないか。

裁判員等経験者 3：そうですね。

司会者：最初の冒頭陳述のところでは、何か印象に残ったところは。

裁判員等経験者 3：特にはなかったと思います。

司会者：わかりました。ありがとうございます。4 番の方、同じ事件ですかね。いかがでしたでしょうか。

裁判員等経験者 4：冒頭陳述はわかりやすく、特に、先ほども3 番の方がおっしゃったんですけれども、検察官の方の説明が非常にわかりやすかったので、よくわかりました。

司会者：検察官がわかりやすいという意見だと、弁護士さんが、弁護人はどうだったかというふうに思われるかもしれませんが、実際、弁護人の冒頭陳述を見ると、かなり網羅的に多分量刑の事情を一個一個、幾つも幾つも挙げているという感じにも見られるんですけれども、この主張というのは何か、ああ、こういうところが言いたいんだなっていうのは伝わりましたか。それとも何かいま一つわかりにくかったかとか、何か感想、覚えていますか。

裁判員等経験者 4：私たちが参加したときの検察官の方、御説明が上手な方だったので、その辺がすごく話題になっておりました。もちろん弁護人の方も詳細に説明してくださいまして、冒頭陳述としては、わかりやすいものだったと思います。

司会者：やっぱり検察官がものすごくわかりやすく言ってしまうと、そっちの印象がちょっと強かったところはあるんですかね。

裁判員等経験者 4：はい。聞き取りやすいペースで、きちんとお話を、我々にわかるような説明の仕方をしてくださったという。素人ですので、丁寧に説明していただかないとわからない部分も結構ありますので、そういう点が非常に印象がよかったということですね。

司会者： それでは、5 番の方、いかがでしたでしょうか。担当されたのは、殺人ということで、ちょっと重い事件だったと思いますが。

裁判員等経験者 5： やはり私も検察官のほうの冒頭陳述は、とってもわかりやすく、大体内容が入ってきたというのが印象的で、とても良かったです。

司会者： 弁護人はいかがでしたでしょうか。

裁判員等経験者 5： よくわかったんですけれども、やっぱり弁護人は、弁護するほうの立場なんで、見方もちょっと違うんだなという考え、聞いてて、わかって、それも勉強になりました。

司会者： ありがとうございます。ここでまた、6 番の方もちっと傷害致死ということは重い事件でしたが、いかがでしたでしょうか。冒頭陳述を聞いたときの感想っていうことでは。

裁判員等経験者 6： 検察官のプレゼンのときなんですけれども、まず資料がカラーでわかりやすい。最初、私たちも法律的な用語とか並べられたらどうしようという感じだったんですけれども、そういうこともなく、関係図ですとか、時系列、時間も順番で並べていますので、非常にわかりやすい。説明も頭に入ってきました。

一方、弁護人のほうのメモなんですけれども、確かに簡潔化していて、わかりやすいんですが、検察官の方に比べると、箇条書きにしか見えなくて、こういう言い方したら申しわけないんですけれども、その弁護人がおっしゃっている主張が、ちょっと入ってこないというか。検察官の方に比べると、私たちが納得するような感じではちょっと受け取れない感じが、ちょっとプレゼン力が弱いかなという気がしました。

司会者： この事件、しかも実は前科が非常に重要で、重い前科を持っている、同種の傷害致死の前科があったということが1つの要素だったんですけれども、ただ、基本的にはまず犯罪事実の立証のときにそれを出すようにして、冒頭陳述であえて触れないようにして、審理の途中でその前科が出てきたという流れだったんですけれども、感想としては、どうでしょう。

それだったら、むしろ最初から前科もあると言った上でちゃんと審理してもらったほうがよかったのか。いや、別に途中から前科の話が出てきても、そんなに困らなかったという感じだったのか、いかがだったでしょうか。

裁判員等経験者 6：最初、私たちのその先入観をなくすために、あえて話さなかったのかなと思ったんですが、話のあちこちで何かどうも前科っぽいついていう話が出てきたので、私たちが聞いてもないんですが、それだったら、もう最初からおっしゃっていただいてもよかったんじゃないのかなっていう気がします。

司会者：冒頭陳述に関して、検察官、弁護人、あるいは、ほかの裁判官のほうから何か質問等ございますか。

弁護士：なかなか弁護人側の冒頭陳述がわかりにくいというような雰囲気のことを言われてまして、弁護士会のほうとしても、いろいろやっていきたいなというふうに思っているところなんですけれども、1点御質問としましては、今、6番の方がおっしゃった、書面の見やすさという点で、ほかの方々の事件についても聞いていただけるとありがたいです。

司会者：1番の方の御感想で、割とシンプルに見えるけれども、実際は、この書面の体裁として、手元に來たこの冒頭陳述メモっていうのがわかりやすかったか。あるいは、もうちょっと文字がこういうふうに書いてもらえばよかったっていう感じなのか。

裁判員等経験者 1：見た目でもわかるかなと思うんですけれども、やっぱり検察官のほうに細かく書いてあって、弁護人のほうの冒頭陳述メモっていうのは、ちょっとシンプルかなというような感じがしましたね。

司会者：そのシンプルさっていうのは、もうちょっと少ししゃべってもいいという感じですか。それともシンプルでむしろわかりやすい面もあったという感じなのか。

裁判員等経験者 1：どちらかというと、もうちょっと弁護人側からの書きっぷりを加えていただいたほうがいいのかという感じがしました。

裁判員等経験者 2：書面的には、弁護人のは簡潔に書いてあると思うんです。それで、しゃべっているときに、そこら辺の内容を説明してもらったので、それはそれでいいと思うんです。逆に検察官の方は、何かごちゃごちゃしている、きついなというところもあったような気がします。

司会者：要するに、書面はシンプルにして、口頭で補充してもらえばそれでいいところもあると。

裁判員等経験者 2：それでいいんじゃないですか。シンプルな事件でしたんで。

司会者：多分、複雑な事件はある程度書いてもらわなきゃわからないでしょうけれども、本件のようなシンプルな事件は、書いている内容はシンプルにして、総じて、口頭で言ってもらえば足りたんじゃないかというような感じですかね。

裁判員等経験者 2：そう思います。

裁判員等経験者 3：弁護人の冒頭陳述のほうは、確かにシンプルに書かれていて、メモがとれるような形で、コメントとかをこちらで書くというのもいいかなと思うんですけれども、それは例えば、弁護人が話しているのが聞き取りやすかったりだとしたら、書けるかなというのものもあるのかなと思っています。

検察官のほうは、割とこの時系列というか、流れがこうきっちり書かれている分、なるほど、なるほどっていうので、言葉でも、また補足説明だったりだとかがまた入ってきやすかったのかなというのはあるかなと思います。

司会者：同じ事件ということで、4番の方、いかがでしょうか。

裁判員等経験者 4：冒頭陳述としては、この程度のものかなと思いますね。

司会者：ありがとうございます。ある意味、鋭い指摘だったかもしれません。

要するに、書面は簡潔で口頭っていうのだったら、ちゃんと口頭できちつと言わないと、伝わらないというのは、ある意味当然のことかもしれません。ありがとうございます。

それでは、5番の方、いかがでしょうか。

裁判員等経験者 5：検察官のほうはもう別にわかりやすかったんで、言葉も文章

もわかりやすかったし。弁護人のほうは、やっぱり聞いている立場としては、もう文章ばかりじゃなくて、それを弁護する側として、そっちに力を入れていただいたら、私はある程度のちゃんとした文章に残すのは必要だとは思いますが、やっぱり対等に戦っていただいたらいいかなとは思いますが。

司会者：やはりプレゼンが口頭でちゃんとわかりやすいようにやってもらうのが、一番いいっていうことはそうなんでしょうね。

6 番の方、さっきお伺いしましたが、何かつけ加えてございますでしょうか。

裁判員等経験者 6：ほぼ弁護人がこのメモを読んでいたような感じだったので、検察官の方だったら、資料もきれいですし、プレゼンの内容もすごい力強さやこうするっていう主張が、気合いが感じ取れたんですが、弁護人のときには、それがちょっと余り感じられず、みんなで、本当にちょっと、本当に守っているのかなっていうところまで思ったので、もし口頭でつけ加えるんならつけ加えていただいたほうがよかったのかなって気がします。

司会者：よろしいでしょうか。貴重な御意見、ありがとうございました。

それでは、次に実際のこの証拠調べの内容について、またお伺いしていきたいと思います。

証拠の内容としては、例えば書面や図面とか、また証拠物のような証拠もあるかと思いますが、あるいは、証人とか被告人から直接話を聞くというようなものもあったかとは思いますが。そうした中で、まず、書面や図面などのわかりやすさ、例えば、書面や図面をまず最初にいろいろ朗読したり、画面に映したりしながら調べたと思います。それについてのわかりやすさという点がいかがだったかというところをお伺いしたいと思います。

まず、1 番の方の事件につきましては、割と書面は少なかったかもしれませんが、いかがな感じでしたでしょうか。

裁判員等経験者 1：具体的にどういう書面のことですか。

司会者：例えば、今回の場合、人が亡くなりましたという報告書、どういうシー

ンで亡くなりましたとか、あるいは現場の写真とか、図面とかあったと思いますけれども、あるいは、時系列がこういうふうな時系列ですとか。ひょっとしたら110番通報が何時ぐらいにありましたとかあったかもしれませんが、そういう最初にこの図面や書面を読み上げたり、示したりした場面っていうのは、何か印象に残るところはありましたか。

裁判員等経験者 1：写真を交えて犯行現場のところの説明とかはしてくれたんで、どういうところの環境で殺人が行われたのかというのも理解しやすかったと思って、最初はどんなレベルの写真が提示されるのかなっていう、ちょっとどきどきしてるところがありましたけれども、特に、問題があるような写真でもなくて、犯行を理解するという意味では、よかったかなと思いました。

司会者：今、どんなレベルかどきどきしたとおっしゃいましたが、例えば、本件、人が亡くなったものなんで、よく遺体の写真を出すか出さないかっていう議論があったりするんですけれども、例えば、この事件で遺体の写真があったほうがよかったのか、あるいはなくてよかったのか、あるいはあったらちょっとむしろ問題だったのか、いや、問題は起こらなかったかなと思うのか、そこら辺の感想はいかがだったでしょうか。

裁判員等経験者 1：本件に関しては、特に遺体の写真は要らなかったと思います。

司会者：わかりました。ありがとうございます。

それでは、2番の方の事件では、これは強盗致傷のほうは、証人尋問等も行いましたけれども、多分ちょっと無銭飲食とかが入っていて、そっちのほうは図面とか調書とかもあったかと思います。そういう図面とか、供述調書を読み上げるということについては、特に問題なかったか、かえってよく頭に入らなかったか、そこら辺、何か御記憶ありますでしょうか。

裁判員等経験者 2：いや、防犯カメラの映像もありましたし、それで、平面図的なものもあって、それで説明してもらいましたんで、ただ、無銭飲食のほうは、そういうのなかったように思うんですけれども、一番大事なところはその

強盗致傷の場面のビデオがありましたので、細かなところはちょっとお互い食い違いのところはありましたけどね。よかったんじゃないかなと思いますけれども。

司会者：どうもありがとうございます。

それでは、3番の方と4番の方は同じ事件ですが、まず3番の方から、この事件の場合は、性犯罪ということで、特に被害者の方、証人尋問では来られずに、供述調書を朗読するという形だったと思うんですけども、そういう点も含めて、この書面とか、図面での取り調べというのは、どういう印象を持ちましたでしょうか。

裁判員等経験者3：重複してしまうところがあるんですけども、その場所の特定とかでモニターを見せてもらったときに、本当だったら、そこまで見せなくてよかったみたいなことをやってはったので、そこが気になったのと。あと聞き取りやすかったというのは、結構長い時間ですね。そこでは割と順序よくできてたのかなと思います。

司会者：特に、こういう事件だと、被害者の方、やはり、本当は直接来ていただきたいんですけども、やっぱり性犯罪ということで、そこはプライバシーの問題で呼びしなくてもいいんですが、できれば来ていただきたいかった感じなのか。やっぱりそれは来ないで調書でもう十分だったという感じだったのか、そこら辺、いかがでしたでしょうか。

裁判員等経験者3：来なくてよかったと思います。

司会者：4番の方、同じ事件だったということで、いかがでしたでしょうか。

裁判員等経験者4：モニターに、我々に見えるモニターに具体的な地図とか、駅名とか見えてしまうのはしょうがないと思うんですけども、読み上げられる段階で、それは弁護士だったんですけども、そこは、読み上げる必要がない駅名とか、何々駅を出て、右に曲がって、こう行ってってという現場の説明をされるときに、被害者の方が、現在もお住まいのマンションっていうことが特定できてしまったりとか、そういうところは読み上げる必要がないというふうに

感じました。

それから、御家族の方の会社名っていうことが出てきたりして、そういうのは必要ない情報だなと思いました。

司会者：さっきと同じですけれども、供述調書なんかのほうはどうでしたか。わかりやすさ、わかりにくさの。

そもそもこれは性犯罪の被害者ですけれども、もう全部読み上げたのか、それともやっぱり読み上げるのは問題だっていうので、こう例えばモニターに映しながら、目で読んでくださいっていう感じだったのか。

裁判員等経験者 4：モニターで、我々にしか見えないようなモニターで図面を出されて、傍聴席には見えないような形で、図を示していただいていたんですけれども。

司会者：供述調書も同じような形ですか。例えば、よく被害の生々しいところなんかは、読み上げないで、モニターで調書の文章を読んでもらったりすることもあるんですけれども。

裁判員等経験者 4：いや、読み上げていましたね。

司会者：そんなに問題ない内容でしたかね。

裁判員等経験者 4：はい。

司会者：それで、逆にわかりにくいところは特になかったでしょうか。

裁判員等経験者 4：はい。大丈夫です。

司会者：どうもありがとうございます。今の特にプライバシーの御指摘は、こちらでも十分注意しなきゃいけないことかと思いますので、ありがとうございました。

5 番の方、いかがでしたでしょうか、書面については。書面、図面について。

裁判員等経験者 5：写真とかの分では、別に驚くことはなかったんですけれども、同じように、裁判員で来られた方の中では、ちょっと刺激、気分が悪くなりかけた人もいて、最後まで頑張っていきますと言われていました。私はそれ

ほどではなく、逆にもうちょっと詳しいほうがいいかなとか。距離感、殺人が起こったところの逃げる場所がなかったとかいうのを、距離感とかをもうちょっととか、周りの状況とかをね、もうちょっと見せるというのが見たかったかなという感じはありましたけれども、でも、もうすごいたくさんの資料の中から一部を見せていただいたので、別にそんなに認定されたことは逃げるところがもうなかったという感じだったので、あれだったんですけれども、普通よくテレビなんかでは、動く映像に結構なれているので、写真だけじゃあ、ちょっとわかりにくいなというところがありました。

司会者：今、何か刺激的な証拠が交じっている分があったんでしょうか。例えば血液の痕とか。

裁判員等経験者 5：血液の痕は大きくは出ていましたけれども、私たちは、そんなに色ははっきり見ていないんで、大丈夫だったんですけれども、やっぱりあそこにあると思って、感じた人はちょっと印象が深かったと思います。

司会者：逆にこの事件では、死体の写真自体は確かなかったと思うんですけれども、なくて別に構わないのかな。むしろ本当はあったほうがよかったっていうのは、感想なんかいかがでしょうか。

裁判員等経験者 5：なくても、場所を特定できたんで、それはいいと思います。

司会者：ありがとうございました。

それでは、6番の方、いかがでしょうか。これも傷害致死ということではちょっと重い事件ですが。

裁判員等経験者 6：こちらのほうの事件につきましては、最初殺されたときの、モニターには出たんですけれども、イラスト化されてたんですね。で、この部分がっていうことで出ていましたので、それは別に実際に見なくても、それで私たち全部わかりましたので、見せ方とかは適切だったのかなと思います。

司会者：逆に、特にイラストでも、ショックだったとか、そういうことはなかったでしょうか。

裁判員等経験者 6：それはなかったです。

司会者：あとそれ以外でも、本件では、1名ぐらい供述調書があったりしましたがけれども、実際お父さんには来てもらったりしながら、ほかの家族では、一部供述調書という形でやっていらっしやいましたけれども、ああいう分も、むしろ来てもらったほうがよかったのか、いや、まあそれは供述調書でもよかったかなという感じだったのか、そこはいかがでしたか。

裁判員等経験者6：来ていただいた方も来ていただいてよかったかなと思います。逆に、来てほしかったなっていう方が来ていただけなかったということはありません。もし来てたら、その弁護人におっしゃっていたことが、もっと説得力があったのかなと思います。

司会者：どうもありがとうございます。この点、書証等に関して、検察官、弁護人から何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

じゃあ、次は、証人尋問や被告人質問について、若干もう意見をおっしゃっていただいた方もありますが、それ以外でも、例えば、証人尋問というのは、テレビなんかだと、すらすらと証人とか被告人がストーリーを語っていつて、それがしかも画面で再現されるという感じのイメージでしょうけれども、実際には質問して、答えてもらう、質問して答えてもらうというやりとりの中で進んでいくというところで、どうやってわかりやすくするかというのが実は非常に難しいところがあるかと思います。この点、本当にわかりやすさ、わかりにくさっていうのが、どういうところにあったのかというのも、お伺いしたいと思いますので。1番の方の事件は、情状関係も含めて、4人ほど証人が来られたと。被告人からも1時間以上の予定でお話があったという流れだと思いますが、それどうでしたか、証人尋問や被告人質問のわかりやすさという点は。

裁判員等経験者1：検察官は、主に女性の方がメインで質問されてたんですけど、結構切れる方なのかなという感じの女性の方でした。マシンのような質問で、被告人は質問されているときもちょっと責められているような感じで、実は、質問してるときに被告人のほうがちょっと興奮して、「もうあなたの質問には

答えない。」みたいな場面になってしまったんです。私たちとしてはいろんな意見を、被告人からの気持ちを聞きたかったっていうところがあり、ちょっと検察官の方の言い方が冷たい言い方なので、被告人が興奮して、もうその後「発言しない。」みたいな態度をとられたんで、その辺のところがちょっと改善が必要なのかなっていう気がしました。

弁護人のほうも若い方がメインで対応されてたんですけど、そちらの方は逆に守ってあげるといえるのか、刑を軽くしてあげるようにいろいろ配慮しながら、いろいろ誘導的に質問をしてくれてたのかなっていうような感じを受けた裁判でした。

司会者：ありがとうございます。最初、検察官の質問ですけど、よく被告人が怒ったときは、場合によっては、「被告人はこんな怒りやすい人だ。」という印象を持つときもあるけど、むしろ、1番さんの観察では、聞き方がちょっと問題があったんだなっていう感じだったというところでしょうか。

裁判員等経験者1：そうですね。テレビとかドラマの見過ぎなのかもしれないですけど、検察官としては、ああいう感じで質問するのかなというふうには思いますけども、見方を変えると、ちょっと冷たいかなという感じはしました。

司会者：どうもありがとうございます。2番の方のほうの事件では、被害者の方が実際証言されたり、あるいは、被告人が話をしたり、あるいは、被告人のお父さんが情状証人に来られたりしましたが、こういう尋問のわかりやすさというのはいかがでしたでしょうか。

裁判員等経験者2：検察官の方は若い女性で、本を読むような感じで、冷たいという感じがしました。

弁護人の方は、そこそこベテランの方で、重箱の底をつつくような、痛いところを突くような、証人も、被害者の方もちっと怒ってましたけど、私もちっとむっとするところは、あることはありましたね。

内容的にはわかりやすかったですけど、怒らすのが目的なんか、真実というか、ほんまはどれなんやいうのを追究しているのか、駆け引きがあるんですか

ね。

司会者：証人や被告人が怒るような尋問というのは、尋問が成功しているというよりも、むしろ「何でそんな聞き方をするんだろう。」というふうに思われましたか。

裁判員等経験者 2：思いますね。

司会者：ありがとうございました。3番の方、4番の方の事件は、さっきも話があったとおり、被害者の方は全部調書だったということですが、逆に被告人の質問の時間は割と長かったようで、後、情状証人が来られたという感じでしたけれども、この辺の尋問のあり方はいかがでしたでしょうか。

裁判員等経験者 3：証人とか、特にスムーズだったような気もするんですけども、こうやってマイクを通してしゃべるときに、聞き取れなかったりだとか、そういったところでほかの人たちが、みんなが聞けるようにしてあげる工夫だったりだとか、そういうのがあってもよいのかなと思いました。話しにくいこととかもあるのかもしれないですけども。

司会者：ありがとうございます。よく、情状証人の人とか、やっぱりどうしても話しぶらいので声が小さくなってしまいうんですけど、やっぱりそこは大事なことで、ちゃんとはっきり言ってくださいというのは、その都度、注意したりしたほうがよかったですかね。

裁判員等経験者 3：はい。

司会者：ありがとうございます。4番の方、いかがでしたでしょうか。

裁判員等経験者 4：お母様が証人だったんですけども、非常にこの場面では、検察官側も弁護人の方も冷静に、我々も冷静に聞いて、被告人の方も非常に反省しておられるというような印象の場でしたので、特に問題なくスムーズにいったと思います。

司会者：どうもありがとうございました。それでは、5番の方の事件では、検察官のほうから介護ヘルパーさんのような方も来られて、弁護人からも介護福祉施設の経営者の方など来られたり、あるいは、お母さんが来られたり、相手が

死んでいる事件なので被告人から割と長い時間聞いたと思いますが、結構いろんな人がいろんな時間述べられてますけど、いかがでしたでしょうか。

裁判員等経験者 5：被害者のほうはお手紙だけだったんで、そこがちょっと不満かなという感じがありました。誰か出てきてくださって話してくれればよかったんじゃないかなという印象はありました。もうちょっと質問をしたかったなということはありません。

司会者：遺族の方の思いというのを、文章だけじゃなくて実際の言葉とか、あるいは、本当のところどう思っているかとか、いろんなことを聞きたいということですか。

裁判員等経験者 5：そうですね。

司会者：どうもありがとうございます。逆に、単にこれは被告人質問も1時間ぐらい主質問をとっているようなんですが、その時間、特にわかりにくかったとか、少しだらだらしちゃったとか、そういうところは特になかったでしょうか。

裁判員等経験者 5：最初から認めてたし、証人として出てくださった方もはっきりとよく質問に答えてたんで、よくわかりました。

司会者：ありがとうございます。6番の方の事件も相手が亡くなっている、お母さんが亡くなっている事件で、現場に途中いたお父さんとか、あるいは被告人からも話を聞いたりしました。この辺の尋問について、わかりやすさ、わかりにくさ、いかがだったでしょうか。

裁判員等経験者 6：そうですね、お父様のほうが高齢だったということもあって、弁護人も、あと検察官も、やっぱり質問はされてたんですけども、そのお二人の質問の仕方がどうこうよりかは、ちょっとお父様が年齢をとられてたので、ちょっと私たちが聞きたいなと思うことを聞き出すのが難しくて、御苦労されていたなという印象がありました。

あと、被告人に婚約者がいらっしゃるということだったんですけども、待っていてくださる存在があるのでこの方は更生できますということだったんで

すけれども、まず証人としても来られなかったし、お手紙とかそういうメッセージもなかったから、私たちとしては、本当にいらっしゃるのかなと思ってしまったことと、あと、前科のことがあって、写経とかで反省しているっていうふうに弁論要旨にも書いてあって、それを弁護人もおっしゃってたんですけれども、検察官がそのあたりを「本当に反省しているんですか。」と突いたときに、ちょっと怒ったような感じに被告人がなってしまって、その後、弁護人も何もフォローがなかったから、何か私たちからしてみたら、「ああ、反省していないよね、この人。」というような印象しか残らなかったの、そのあたりをもうちょっと工夫されたらよかったんじゃないのかなと思います。

司会者：6番さんの事件の場合は、ちょっと1番さん、2番さんとは逆に、質問がそんなに挑発するような質問じゃないのに怒っちゃったっていう印象だったんですね。

裁判員等経験者6：そうですね。淡々と多分事実を聞いていただけなんですけど、何かもう怒ってしまっていた、被告人がっていう感じです。

司会者：ありがとうございます。この辺の証人尋問や被告人質問についていかがでしょう、検察官、弁護士の方とか、何か質問とかございますか。

検察官：1番さん、2番さんのほうから、検察官が冷たいんじゃないかという御指摘があったんですけど、どういったところから「冷たい」と思われたのか、要は、具体的に言うと質問の内容なのか、質問の仕方、態度というか、どういったところから「冷たい」という印象を持たれたのか、教えていただければなと思います。

裁判員等経験者1：例えば、聞き方ですかね。だから、責めるような聞き方であったような感じで、相手から軽い口調で聞いて回答を求めるというよりも、もう何か詰め寄るような形の問合せ方というんですかね、質問の仕方、その言い方だけの問題だと思いますけど。

裁判員等経験者2：若い人の言葉のような、そういう感じを受けましたけど、本を読んでもるような、ほんまに朗読しとるような感じでしたんで、ちょっと冷た

くは感じましたね。

司会者：次は、論告弁論、場合によってはそのまま評議につながる場合もありますが、これについてのわかりやすさ、特に今回は多くの事件が量刑を決めるということだったと思いますが、量刑を議論するときに役立ったのか、あるいはそうではなかったのか、というところの御感想をいただきたいと思います。

裁判員等経験者 1：私のときの検察官の方が作った論告メモってというのは、非常にわかりやすく、非常に流れが整理された論告メモで、非常に分かりやすかったと思ってます。一方、弁護人の方の弁論要旨メモってというのは、シンプル過ぎるぐらいシンプルなのかなっていうところがあって、比較している検察官の論告メモを見ちゃうと、もうちょっと手を加えて欲しかったかなって印象がありました。

司会者：例えば、検察官の論告では、一つ一つの事実、いろんな要素は同じようなことを言っているんですけど、要素となる事実を丁寧に拾って行って、この事件はこんな事実がありますよ、こんな事実がありますよと主張している感じで、弁護人の方は一般論を述べた後に、項目を簡単に述べているという感じがしたけど、もうちょっと事実を拾うような感じ、指摘するような感じの方がよかったんでしょうか。

裁判員等経験者 1：こうこうこういう内容だから、こうこうこうですよねみたいな、タイトルしか書いてないような感じで、もうちょっと味をつけたほうがいいんじゃないのかなという感じでした。

司会者：例えば、評議にもつながっていきますけど、こういう事件って、その後にもまた年数を決めなきゃいけない、あるいは、実刑にするか、執行猶予を付けるかを決めなきゃいけないということをいろいろ議論することになるかと思いますが、そういう評議の場で、この論告弁論というのは何らかの役に立ったのかどうかという点ではいかがでしょうか。要するに、内容の理解とともに、実際、実刑にするか、猶予にするか、あるいは実刑にするとしたら何年にするかって決めるときに、やっぱり参考になるようなものだったのかどうか、

いかがでしょうか。

裁判員等経験者 1：私どもは法廷で話は聞いてるんですけど、やっぱりもう一回立ち返ってみるといいうときに、やっぱり整理されたものを見ながら思い返して考えるということを見ると、非常に役には立ったと思います。

司会者：どうもありがとうございます。2 番の方、いかがでしょう、この論告と弁論というものについての印象、感想は。

裁判員等経験者 2：両方っていうか、弁護人の方、検察官の方、わかりやすくは書いてもらってます。ちょっといろいろ内容が違ふところはあるんですけど、これ見たら、ぱっと両方ともわかるような感じではありました。

司会者：例えば、割とちっちゃい文字でびっしりと書面には書き込まれている感じがするんですが、その辺の、ちょっと文字が書き過ぎかなというところがあったのか、それとも、文字としてはこんなものでいいのか、あるいは、口頭で言ってもらったほうがわかりやすかったかですかね。いかがだったでしょうか。

裁判員等経験者 2：もうちょっと少なくともよかったかなとは思いますが、余りだらだら書かれたら、家電の取扱説明書みたいな感じになるので、そのようにならないようにしてもらったほうがいいんじゃないかなとは思いました。

司会者：もう一点、刑の長さを決めるときの議論の参考というのは、要するに、例えば、両方とも「量刑の傾向については3年から7年に集中していますね。」って両方言いながら、一方は、「だから、懲役6年です。」って言って、一方は、「だから、懲役2年6カ月です。」って言って、何かかなり年数についてはそれぞれの主張が隔たってますが、年数を決めるときに、この辺の意見というのは参考になったのかどうか。いかがでしょうか。

裁判員等経験者 2：私個人なんですけど、やっぱり弁護人の方のしゃべり方がちょっとむっとするところがあったんですね。私も人間ですから、そこら辺ちょっと、「何や。」というようなところがありました。

検察官側は上手に、わかりやすいつちゅうか、「なるほどな。」いうところ

はありました。

司会者：ちょっと差し支えない範囲で結構なんですけど、その「むっとする。」
というのは、例えば話し方の問題なのか、例えば話す内容がちょっと被告人の
身勝手な主張に聞こえるような内容なのか、どちらのほうでむっとされたんで
しょうか。

裁判員等経験者 2：余りにも重箱の底をつつくような感じ、それがお仕事かもし
れませんが、それでちょっと私個人的にはむっとしましたね。

司会者：ありがとうございました。それでは、次に3番の方のほうはいかがでし
ょうか。

裁判員等経験者 3：論告と弁論に関しては、比較的2番さんの文字数がすごいず
らっと並んでいるのに比べると、まだ見やすいのかなというのはあるんですけ
れども、量刑を参考にするのを両方書かれてるんですけど、強制わいせつ致傷
とかの件数の調べ方が、実際後々裁判員に話をするときに検索するのと、「あ
れ、ちょっと出ないな。」というような、どういう検索でこれを出してるんだ
ろうみたいな、というところで意見を言い合ったりしたときがありました。そ
ういった分では、やっぱり弁護人のほうは量刑とか下げよう、下げようとい
うのがあったのかなという感じです。

司会者：量刑っていうのは、何かこの検索条件でうまく出てこないなっていう感
じでしょうか。

裁判員等経験者 3：そうですね。条件が似たようなのを、私たちもどのぐらいが
あるんだろうと見たりしたんですけども、うまく出てきませんでした。

でも、書面的にはわかりやすいとは思いますが。

司会者：検索条件の指摘は、非常に重要かと思います。要するに、評議の中では
いろいろまた裁判官を交えて検索すると思うんですけど、そこと余りかけ離れ
たりすると、ちょっと説得力がなくなってしまうという感じがありますか。

裁判員等経験者 3：そうですね。

司会者：4番の方、同じ事件ですが、いかがでしたでしょうか。

裁判員等経験者 4：先ほどもおっしゃってくださったように、弁論のほうの事案の部分で、実際に私たちが話し合いをする中で、ポイントがちょっと違うかなというようなところが、ミスリードとまでは言いませんけど、もう少しリードのあるような事案であつたらよかったかなというのがありました。

司会者：要するに、検索条件自体がちょっと偏っている、あるいは、示した事案というのが、ちょっとこの事案とは違いますよねみたいな事案だったりしたんでしょうか。

裁判員等経験者 4：時期的なことで、強制わいせつ致傷が2週間前に法律が変わるというポイントもあつたこともあるとは思いますが、ちょっとポイントが違ったかなという点がありました。

それから、理論の展開がすごく気になってた記憶があるんですけど、今ちょっとははっきり言えないので差し控えます。

司会者：わかりました。また、この後、何かありましたらお願いいたします。

それでは、5番の方、いかがでしょうか。

裁判員等経験者 5：論告、弁論とも、文章のほうはよくわかりました。

ただ、量刑を決めるときの今までの検索のモニターとかを、もう少しいろんな面で広く知りたかったかなというのはありましたね。

司会者：それは、検索を絞り過ぎたという感じなんでしょうか。

裁判員等経験者 5：例的なものを余り挙げてくださらなかったの、最初は、1回投票して自分で出してみましようかと、その次に、またこういう感じの事件がありましたというのでしたんですけども、裁判長とかはいろいろ今まで見てるんですけど、私たちはそんな経験が全然ないので、もうちょっと事案がもっとあつたほうがよかったかなと思いました。

司会者：若干、評議のほうの話かもしれませんが、グラフでおおよその傾向というのは多分御覧になったと思いますけど、もうちょっと事案を見たかったかなというところなんでしょうか。要するに、個々の事案がどういうのがもっとあるかというところを。

裁判員等経験者 5：はい、そうです。

司会者：そこは、本当に内部でもいろんな議論をしているところで、事案をどこまで見てもらうのがいいのかどうかというあたりですが。論告弁論という点では、ほかにはいかがでしょう。結構弁護人の弁論とか、割と細かくいっぱい書いている感じもするんですけども、これぐらい文字があっても、特に聞いたときにはそんなに違和感なかったのか、それとも、ちょっと情報が多過ぎたかなという感じだったのか、この辺いかがだったでしょうか。

裁判員等経験者 5：大体もう頭に入っていたので、わかりやすかったです。

司会者：要するに、それまで審理がちゃんと頭に入る事件であれば、書面が長くあっても、そこはすっと理解しやすかったんですかね。

裁判員等経験者 5：はい。

司会者：わかりました。6 番の方、いかがでしょうか、この論告弁論というのは。

裁判員等経験者 6：論告メモのほうなんですけれども、A 3 判なんですけれども、ちゃんとカラーでしたし、カテゴリーごとに枠の種類とかも変えていて、最後にまとめというような感じでやっていて非常にわかりやすい。だから、私たちが後で評議するときも非常にわかりやすい。

ただ、法廷のほうではかなり厳しめの口調で検察官の方がおっしゃってて、どれだけ厳しい求刑を言うのかなと思ったら、そこまでではなかったのも、あれっていうギャップはあったんですけれども、逆に冷静に検察官の方は過去の事例と合わせて出されたのかなというふうな印象を受けました。

弁論メモのほうなんですけど、A 4 判でシンプルで、一見、わかりやすいんですけども、その弁論の中で、被告人の方の反省をしているというところで、読経と写経ってあって、法廷の中では、その部分で前科のことを言われたときに、被告人の方が怒ったりというところがあったので、ちょっと弁論メモっていうふうに書いていても、私たちの印象からしてみたら弁論にはなっていないっていうか、本当に反省してるのっていうふうになってしまいました。あ

と、「待ってくれている婚約者の存在がある。」って書いてるんですけども、実際その方の声だとか、文章だとか、手紙だとか、証人尋問とかもなかったもので、余りちょっと弁護になってないような印象を受けました。

もしこれに書かれるんだったら、そういったものを補足して、弁護人が説明するなり、証人を呼ぶなりしないと、ちょっと第三者的に見て納得がいかないというような感じがしました。

量刑のデータベースに関しましては、こちらのほうも、前科があってっていう傷害致死という件がなかったんですけども、裁判長の方や裁判官の皆様が、「ここでは、こうないんですよ。」って説明した上で、単独の場合はこう、そうじゃない場合はこうっていうふうにやっていただいたので、それに関しては全然何も異論はなく、ああ、そうなんだっていう感じで見ていくことができました。

司会者：どうもありがとうございます。要するに、弁護人の主張としては、いろいろ言うのはいいんだけど、証拠がついてこないと、やはり説得力がないというか、ちゃんと反省しているのが伝わっていない状況で「反省してます。」って主張されても、「何だ。」っていう感じになるのでしょうか。

裁判員等経験者 6：っていう感じに、印象を受けました。

司会者：そうですね。そこはおっしゃるとおりかと思います。やっぱり検察官は、流れとして、いたずらに量刑データにとらわれないようにしなければならないとまで言って、でも、13年ですかっていう感じにはなってしまったっていう、要するに、これもやっぱりその流れの中の言ってることと、実際の刑の期間が何かかみ合っていないと、あれっていう感じになっちゃったところがどうしてもあるんですかね。

いかがでしょう、検察官、弁護士の方のほうから、何かこの論告弁論についての御質問とかありますか。

検察官：1点だけ聞かせていただきます。

今回、論告の中に結構文字数が多いものもあったかと思うんですけども、

いつもちょっとどれぐらい盛り込むかというのは悩んでいて、口頭で補足すべきかどうかというところも悩むんですけれども、実際書面に落ちていない、口頭で言ってるだけのものっていうのは、裁判員の方はどう思われているのか、要は、そういった書面に落ちてないものというのは、やっぱりちゃんと落としておいてほしいと思うのか、それとも、やっぱりある程度シンプルにして口頭で補足するのほう望ましいのか、ちょっとそのあたりについて御意見いただければなと思いました。

司会者：逆に言うと、こういうことは紙にちゃんと書いてほしい、これはさっきも出てましたけど、紙に書くまでもなくて口頭でつけ加えれば十分じゃないですかっていうのが、もし何か感想的なものがあればお願いします。1 番の方、いかがでしょうか。

裁判員等経験者 1：私は、論告メモみたいなやつはもういっぱい書いといてもらって、必要なところだけ説明してもらえればいいんじゃないのかなって思うんで、後でやっぱり見返したときに、口頭で言われたやつって抜け落ちちゃうかなっていうふうに思うんで、書いといてもらう、字が多くてもいいんじゃないかなと思いました。

司会者：ありがとうございます。ひょっとしたら、ここはそれぞれ感想が違うかもしれないので、それは順に思ったとおりおっしゃっていただけたら結構です。2 番の方、いかがでしょうか。

裁判員等経験者 2：字が多くてもよろしいんですけど、箇条書きにしてもらったら見やすいし、判断しやすいし、弁護人の方も、検察官の方もそこそこ箇条書きにしてもらってましたので、わりかし見やすいことは見やすくなりました。

司会者：要するに、ある程度項目的なものが書いてあればいいんじゃないかってことなんでしょうね。文章で長々書かれるような必要はないっていうぐらいの感じでしょうか。3 番の方、いかがでしょうか。

裁判員等経験者 3：私も、後々見直すとかあると思うので、そういった分では書

いてもらってるほうがわかりやすいのかなと思います。

司会者：このところは口頭でもいいんじゃないかっていうところがありますか。

裁判員等経験者 3：検察官の方がこっちを見てプレゼンしているような形だったので、「ああ、ここ聞いとか。」みたいな、「聞くんだな。」っていうふうなものは感じたんですけども、弁護人の方が言ってるときは、もうひたすらずっと言ってるので、大事なことなのか、何なのかっていうのが判断しにくいところがあったりだとかで、書いてることなのか、補足説明なのかっていうところがちょっと判断しにくいところでもあったんですけど。

司会者：読み方とか、読むときに、補足で重要性がわかるようにしてればもっとわかりやすいですか。

裁判員等経験者 3：そうですね。

司会者：要するに、大事だと、今度はどこが重要かわかりにくくなったりもするんで、そこは読み方とか、読む内容で。

裁判員等経験者 3：読み方とかで。私たちもみんなを、全体見てるので。

司会者：ありがとうございます。4番の方、いかがでしょうか。

裁判員等経験者 4：私も、特に被害状況については、私たちの裁判の場合は、2件の事件を一緒に扱っていたので、被害状況については特に詳細に書いていただいたほうが、後から振り返ったときに、「あれってどういう時系列だったかしら。」とか、やっぱりわかりやすいと思うので、被害状況については特に文章といいますか、文字でしっかりあるほうがよろしいかと思います。

司会者：重要なところ、大事なところはちゃんと書いておいてほしいというところですか。

裁判員等経験者 4：はい。

司会者：5番の方、いかがでしょうか。

裁判員等経験者 5：この事件は、別にこれでよかったと思いますし、わかりやすかったんで、大体この中に盛り込まれてるんですけども、余り内容が細か

く、事件の中のいろんな複雑なことになってくると、どれだけ書いているのかちょっとわからないんですけれども、いろいろ出てきて読みにくくなってくるのかなとは思いますが、ここの殺人事件のこの事件に対して、最初から認めてたんで、これはわかりやすかったです。

司会者：ある意味、事案によるでしょうということも当然ありますねっていうところでしょうか。6番の方、いかがでしょうか。

裁判員等経験者6：論告メモについては、強調されるべきところは、論告メモのほうは太字で書いていますし、プレゼンするときも、強調すべきところは検察官の方は強調していたので、非常に頭に入りやすかったのも、これはこのまま続けていただけたらいいかなと思います。

ただ、いたずらに量刑データ云々の箇所は要らないかなと思いました。それは、私たちわかってますのでっていうことで。

弁論メモのほうなんですけれども、こちらのほうが太字も何も無いのと、あと、たまたまその弁護人たちがお優しい方だったので、結構語調も同じようなトーンだったので、頭に残りづらかったのと、メモもシンプル過ぎるのと、あと、証拠とこの弁論メモとがちょっとかみ合っていないところがあったので、そこをもうちょっと工夫されて、私たちに印象が残るようにしていただけたらなと思います。

司会者：どうもありがとうございました。今のでよろしいでしょうか。弁護士さんのほうから何かありますか。

弁護士：2番さんの論告メモですと、弁護人の主張に対する反論っていうところが論告の中に書かれていて、4番さんのところも、これはちょっと事実認定の問題があるので、各論告では被告人の供述の内容に関してで、あと、弁論の中では検察官の主張に対してってあるんですけれども、意見を言うに当たって、弁護人の主張に対する反論とか、触れられている点については、どういう感想を持たれたのかなっていうところを聞きたいなっていうふうに思っただけなんですけれども。

特に2番さんの方、これ、情状に関する犯情なりの部分について、かなり詳細な反応をされていたので、この点をどういうふうに思われたのかだけ聞いていただければと思います。

司会者：ちょっと、まずざくっと聞いてみます。2番さん、いかがでしょうか。

要するに、方式として、検察官が先回りをして弁護人の主張に対する反論っていうのをまず行って、次に、弁護人が弁論したっていうことになってますけれども、これが何かいろんな思うところがあったかどうか、いかがでしょう。

裁判員等経験者2：論告メモの前に、被害者の証人が来ましたわね。そのときにえらい突っ込んでやったから、やらしいなという気がしたんですね。何かしつこくて、被害者がえらい怒ってましたから、そこまで言わんでええやろというようなことをちょっと思ったんです。

司会者：何かちょっと、相手がついていう感じがしたんですか。

裁判員等経験者2：はい。

司会者：そこも事案によるのかもしれないという感じですかね。

弁護士：質問した意図としましては、確かに弁論の先回りで、こちらが有利な事由だと思っているところについて最初に論告に書かれているものですから、弁論がなかなか述べにくいというときでも、その場で修正をしなきゃいけないというところもあるもんですから、今回はどうだったのかなというふうにちょっと思った次第です。質問の回答としては十分です。ありがとうございました。

裁判官：量刑データのお話が出ていましたけれども、評議の時も含めて、裁判員の方と裁判官が、どこまでの範囲の情報をどのタイミングで共有したらいいのかということは、絶えず考えていることなんです。どのタイミングでどこまでのデータを知りたかったのかという点について、お話をお伺いできればと思います。よろしくお願いします。

司会者：要するに、例えば、皆さん量刑データというのを御覧になったと思いますけど、しかも、人によっていろいろ違うんですけど、場合によっては評議が始まって、もうある程度議論してから見ていただく、あるいは、それもグラフ

を中心に見てもらって、余り事例を見せませんよっていう方もいますし、割と事例を細かく見ていく人もいたりするんですけれども、あるいは、もう最初から見せてほしかった、いや、最初に見ると引きずられるんで途中でいいですよとか、いろんな意見をおっしゃる方がいるので、そういう観点から、ああいう量刑データっていうのは、どの段階で、あるいは、どの辺ぐらいまで見たかったなっていうところを、お伺いしたいと思います。1 番の方、いかがでしょうか。

裁判員等経験者 1：確か、評議のときに、私のほうから、ほかの事件の量刑ってどんなのがあるんですかって聞いて、教えていただいたような感じでした。そのときには、もう津々浦々いろんな例のやつを紹介してくれたんで、いや、ちょっと聞きたいのはそういう広いところじゃなくて、もうちょっと似たようなところの案件で、こういう事例のときには、判決として執行猶予がつきましたとか、実刑何年ですって、比較的近いところの例がないのかなっていうようなところで知りたかったんですけど、時間をかけてもらったんですけども、いろんな事件の例をすつといただけで、それじゃあ余り意味がなかったかなというような感じがありました。

司会者：見せるタイミングとしては、特に遅過ぎたとか、そういうことはなかったでしょうか。

裁判員等経験者 1：それは、量刑を、じゃあ決めていきましょうかっていうきの前にやっていただいたので、タイミングとしては別によかったんじゃないかなと思います。

司会者：どうもありがとうございます。2 番の方、いかがでしょうか。

裁判員等経験者 2：サンプルというか、以前の案件を全部見せてもらいましたし、まるっきり同じっていうのは多分少ないでしょうから、別にあれ見て、多少なりは参考になりましたし、違う案件も見せてもらったし、よかったと思います。

司会者：例えば、もうちょっと早く見たかったとか、見るんだったらもう最初か

ら見たかったとか、あるいは、もうちょっと後で見てもよかったとか、そういう時期的なものはいかがでしょうか。

裁判員等経験者 2：いや、量刑を決める直前にそれを見ましたんで、それはそれでいいんじゃないかなと思いましたけど。

司会者：ありがとうございます。3番の方、いかがでしょうか。

裁判員等経験者 3：見たタイミング的にはよかったのかなと思っています。検索方法とかも一緒に裁判官の人たちとかと見て、検索は出たので、今回の場合、強制わいせつ致傷と強制わいせつっていうので2種類あったので、そのあたりをどうしていくかというのがあったんですけれども、タイミングはよかったと思います。

司会者：タイミングは、やっぱりある程度議論して行って、じゃあそもそもどういう刑にしようか決めましょうかっていうあたりでしょうか。

裁判員等経験者 3：そうです。なので、よかったと思います。

司会者：同じ事件ですが、4番の方、いかがでしょうか。

裁判員等経験者 4：私は、まずこの裁判を始めるに当たって、今回は犯罪という大きなくくりがあって、この中のどのようなポジションにあるような刑というか、犯罪について話し合っていくのかっていう、大きな目である程度見て、それから殺人があったり、窃盗があったりとか、いろいろあると思うんですけど、その中でこの犯罪は大体このポジションにあって審議をしていくんだという、まずは大きな目があったほうがよかったのではないかと思います。

その上で、冒頭はそれぐらいでいいと思うんですけど、冒頭陳述があったあたりで、こういう刑があるんだってもう少し詳しいのものがあって、その上で、被害者の心情なり、特に被害者が同席されない法廷だったので、被害者がどういうふうに関心、どういう被害を受けたのかというのを、きちんと判断していく上でも、どういう犯罪があるのかということをもっと詳しく分かった上で、被害状況を我々が耳にしていくほうが、裁判員制度ということを活用す

るという意味においては、より効果があるものになると思います。

次にやるのは、こういう検索について、データを用いてというタイミングでは、このタイミングでいいと思うんですけども。

司会者：ちょっといろいろ考えさせられるところの多い御意見でしたけど、要するに、事件のイメージを持つために、まず使うというか、全体的にこんな事件がいっぱいある中で、この事件が重いか、軽いかとか、あるいは、生で見るよりもいろんな事件があるんだよって頭を持ちながら見たほうが、もうちょっと理解できたんじゃないかって形ですか。

裁判員等経験者 4：そうですね、やっぱりまずは大きな目で、どういうふうな犯罪なのか、犯罪が大きくある中で、どういうポジションにあるような犯罪であるのかっていうのを、少し整理した上で進めていくほうがより深い評議になるかなと思います。

司会者：どうもありがとうございました。5番の方、いかがでしょうか。

裁判員等経験者 5：量刑を決めるところで、やっぱり検察官はこれぐらいっていうので、やっとこれぐらいのものなのかっていうのがわかったんですけども、でも、大体のことはどれぐらいの重さがあるかっていうのはわかってるんで、それをすごく考慮するか、すべきじゃないかっていうのだったら、最初からどれぐらいの重さはあるんですよっていうことはわかっていたほうが、量刑を決めるのに決めやすかったかなと思います。最初はわからずに、「一回やってみましょうか。」って言って、どれぐらいの刑があれかなってやったら、やっぱりちょっとばらつきがあるのを、もう何回かしたらすぐに決まったんですけども、それで終わりっていう感じで終わったんですけども、最初からわかってれば、ポジションのそこから上か、下か、この人は考慮すべきかどうかっていうのがわかりやすかったかなとは思いました。

司会者：具体的な意見を言うまで、ある程度絞るようなために、もうちょっと見ながら意見を言ったほうがよかったという形なんですかね。要するに、グラフを見る、あるいは、量刑事情が何年ぐらいの枠ですねっていうのを、割ともう

ちょっと早く見てもよかったんじゃないかという御印象でしょうか。

裁判員等経験者 5：はい、そうですね。

司会者：6 番の方、いかがでしょうか。

裁判員等経験者 6：私たちのときには、多分一番最初に弁護人の方と検察官の方がこれぐらいって言ったから、まあ、これぐらいがそうなんだろうなって思いながらも、多分一般市民感覚としてはそれ以上なんです。なので、それも裁判長さんが知ってて、じゃあ、最初どれぐらいですかっという感じでやってたと思うので、それはそういうやり方だったのかなと思うので、その後で量刑データベースってことで絞っていったので、それはそういうやり方だったんだなと思うので、特に、はい。

司会者：普通に見れば、要するに、罪を償うっていう意味では、本当に生涯をかけなきゃいけないぐらいの事件なんですよとか言って、ただ、ほかの事案も参考にしながら、今日決めた趣旨からはこういう実刑ですって判決なので、そこはもうそういう議論だったと思うんですけども。

裁判員等経験者 6：そうです。

司会者：一般的な生の感情じゃなくて、やっぱりほかの事案を見ながら判断しなきゃいけないということですけども、そういう意味では、やっぱりこの量刑グラフっていうのは、ある程度きちっと早い段階で見たほうがいいのかどうか、その辺はいかがでしょうか。

裁判員等経験者 6：それは別に、私たちのときには、私たちのときに見せてくれたときのタイミングでよかったのかなって私は思います。それを早く見せられたからといって、そうすると逆にその先入観にとらわれてしまってということもあったかもしれないので、自分たちのギャップを知るためにも、今のようなやり方がよかったと思います。

司会者：今、量刑グラフというところの、主に時期とか見る内容っていうところでお伺いしましたが、特にそれ以外で年数を決めるときに、もうちょっとこういうところがあったほうがよかったなっていうのを伺いたんですけど

も、要するに、いつも難しいのは、こういう事件っていうのは何年って決めなきゃいけないとかいうところで、実際何かの御意見ありましたけど、しかも、何年って決めるには、ほかのいろんな事件がある中で、この事件がどういう位置づけにあるかっていうのを考えなきゃいけないというところで、これは私たち裁判官のほうも、いつも最後苦労するところであるんですけれども、裁判員の方の目から、もうちょっとこういうところがあればわかりやすかったとか、決めやすかったっていうのがあれば、特にあれでよかったっていうのならいいんですが、1番の方、何かもっと事例があったほうがよかったんじゃないかっていう話もありましたが、いかがでしょうか。

裁判員等経験者 1：もうちょっと絞った条件で、もちろん同じような事件はないんでしょうけれども、似てる部類の事件というのはあるんで、そういう例をいただけたらよかったかなと思います。

司会者：ありがとうございます。ここは本当にいろんな意見があるところで、やっぱり事例をもっと比較したいという方と、余り事例を見ると先入観があるって両方あるんで、いろんな意見があってよろしかったんですが、2番の方は特に何かあとつけ加えることはありますか。

裁判員等経験者 2：今のままでよかったと、今回やったやつでいいと思いますけどね。余りにもあっても迷うし、少なかったらまた判断できんかもしれんし、いいと思います。

司会者：あるいは、量刑データ以外でもいいですが、3番の方、あと、こういう資料があったらもっと量刑しやすかったのか、あるいは、今の感じでもういいのかな、しょうがないのかなという感じなのか、いかがでしょうか。

裁判員等経験者 3：そんなものなのかなという感じです。

司会者：4番の方はいかがですか。

裁判員等経験者 4：検索データとしては、そんなものかなと。

司会者：ありがとうございます。5番の方、いかがでしょうか。

裁判員等経験者 5：検索の量はもう少し見たかったですけれども、タイミングは

よかったと思います。

司会者：量としては、いろんな事例を見たほうがよかったかなという感じなんですかね。

裁判員等経験者 5：そうです。

司会者：6 番の方、いかがでしょうか。

裁判員等経験者 6：こちらのほうは、裁判官の方たちもある程度絞ってくださって見てくださったので、それ以上見たいと思ってもなかったでしょうから、もうあれはあれで仕方なかったと思います。なので、タイミングも量も、もう仕方ないので、あれでいいと思います。

司会者：ありがとうございます。

それでは、もう一つの問題点、審理日程の関係とか、あるいは、選任手続のあり方、要するに、選任と審理の関係等も含めて最後にお伺いしたいと思います。その後に最後のメッセージをいただきたいと思いますが、まず、1 番の方の事件は、確かこれ、木曜日に選任手続があって、翌月曜日から金曜日にかけて審理や評議があったという感じでしたが、この審理日程自体、お仕事の関係その他の関係で、何か適切だったのか、それとももうちょっとうちょう点の考慮してほしいなと思ったのか、いかがでしたでしょうか。

裁判員等経験者 1：裁判員候補者名簿に登録されましたというところの案内が来たときに、多分なかったと思うんですけど、じゃあ年間で何人登録されているんですかっていう情報がまずなくて、もし選任されたときには、職場に言って休まなきゃいけないんで、まずその時点で、どのぐらいの可能性で裁判員になる可能性があるんだっていうのは知りたかったのが1つと、もう一個は、実際の選任するときの手続のときも、何人が呼ばれて、そこから6人プラス2人が選ばれるというところの情報もないんで、そこに呼ばれたときにも、まだどのぐらいの可能性でなるんですっていうところが職場にも言えないから、職場側としても、休む可能性があるっていうのがどのぐらいの確率があるっていうのがわからないんで、職場のほうに言わなきゃいけないほうの身としても、もう

少し情報を欲しかったというのが一連の流れの中で感じたところでした。

司会者：本当に胸に突き刺さる感じで、非常に難しいなというところがあるものですから、ちょっとそこら辺も含めて、ある意味では、かなりの確率で選ぶぐらいの人数には絞りたいと思っているんですけども、今度は少な過ぎると、裁判员裁判が始まらないぐらい少なかったらちょっと困るので、いつもこちらにも迷っているところですが、申し訳ありません。

特に1番の方は、3月の事件ということで、恐らくは正月早々選任の案内が来たぐらいだったんでしょうか。

裁判员等経験者1：12月ぐらいに、2月に選任の抽せんをするんで来てくださるぐらいじゃなかったかな。

司会者：前年の名簿だったんですかね。

裁判员等経験者1：多分そうです。

司会者：じゃあ、もう当たんなかったんだなと思ったころに、最後の最後に来たっていう。

裁判员等経験者1：そうそう、そうなんです。1年過ぎたくらいなのに、まだやるのっていう感じだったですけどね。

司会者：それもあって、何かこれでどうなんだろうっていう感じだったんでしょうか。どうもありがとうございました。

ちょっといろんな要素があったと思いますので。5日間の審理というのは期間としていかがでしょう。やっぱりちょっとかなりきつかったのか、あるいは、やってみたらそれなりの期間だったのか

裁判员等経験者1：私、普通のサラリーマンですけど、会社を休むのは、一週間が限度かなっていう感じでしたね。

司会者：どうもありがとうございます。2番の方は、今度は、またこれもちょつと選任と審理がちょっと離れていて、ゴールデンウィークを挟んでいるんですけども、水曜日に選任されて、大体ひと月ぐらいした後の火曜日から、火、水、木、金、月っていうような感じだったと思うんですけど、この審理日程と

選任手続の感じっていうのはいかがでしたか。

裁判員等経験者 2：私，一応リタイアしてパートに行っているぐらいでしたから，そんなのどうでもよかったんです。ですから，裁判員になる方は現役か，職種によってまた違うでしょうから，主婦の方もいらっしゃるし，それぞれ条件がありますし，私的には別にいつでも，当たっても，当たらなくてもよかったというような状況です。

審理日数というのは丸五日間，1日ぐらいは別に短くてもよかった，この事件の内容でしたら，3日か4日でできるんじゃないかなっていう感じはしました。

司会者：やっぱり短くできるものは短くしたほうがいいんじゃないかという感じですかね。

裁判員等経験者 2：はい。

司会者：わかりました。ありがとうございます。3番の方，いかがでしたでしょうか。

裁判員等経験者 3：私は4日間ですかね。仕事自体，最初に言ったように役者をしているので，シフトのところで割りと融通きくようなところを仕事で選んでいるので，そういったところでは，会社にいるときに裁判員の制度があつてという話をしたら，1人，裁判員になった人がいたんですね，別の部署で。そういったところもあつて，割と話もわかっていただいたので，仕事を休むには休めたのでよかったのかなと。

司会者：ありがとうございます。4番の方，いかがでしたでしょうか。さっきちょっと曜日のことが，確か月曜日に選任されて，審理自体は木，金，火，水という，確かこんな日程だったと思いますが。

裁判員等経験者 4：月曜日の選任で，すぐその週の木曜日からということで，1番の方もおっしゃってたんですけれども，仕事をどういうふうに回すかというのをちょっと考えたかったなというのもあるので，せめて翌週から始まってほしかったというのが正直なところでしたし，私たちのときは，確か3連休だ

ったので、3日もあると、プラスの面では考えられるという時間ではあったかもしれないんですけど、家庭もありますので、ちょっと気持ちから離れたいということもあるので、せめて土曜日、日曜日のほうがありがたかったかなというのがあります。

あと、日程的には4日間というのは、もしかすると短くすることも可能な件だったのかもしれないんですけども、我々も慣れてはないので、よく考えて進めていくっていう上では、短からず、長からず、よかったのではないかと思います。

司会者：今おっしゃった3連休というのは、確か論告弁論が金曜日にあった後、若干の評議時間がありましたけど、土、日、月と休暇があって、火曜日から評議という感じだったものですか。

裁判員等経験者4：そうですね、はい。

司会者：これは、むしろ同じ曜日の中で、週の中でつなげてやっちゃったほうがよかったという感じなんでしょうか。

裁判員等経験者4：3連休だったので、私たちは当たりましたが、もしかしたら、もっと参加されたいという方の気持ちからすると、3連休を挟むことによって出られないって辞退した方もいらっしゃるかなというのもあって、挟むのであれば土曜日、日曜日のほうが、連休じゃないほうがいいのかという気はしました。

司会者：どうもありがとうございます。要するに、3連休だと、家庭の事情とかいろいろ入れてしまう人が多いので、3連休を挟んじゃうとちょっと参加しにくくなったかもしれないという感じですかね。

裁判員等経験者4：そうですね。海外とか行かれる方とかだったら、やっぱりもう予定を入れてしまっているとかいうことは、やっぱり3連休は多いと思いますし、当たっても、できればすっきり外れてリフレッシュしたいと思いました。

司会者：ありがとうございます。5番の方は、金曜日に選任があって、翌週の月

曜から金曜までの5日間という日程でしたが、いかがでしたでしょうか。

裁判員等経験者5：日程のほうは、とてもよかったです。面接の後、次の週から始まって1週間で終わったので、それはとてもよかったんですけども、最初の段階で郵便が来てから、その次、あらっと思って、ずっと連絡がなくて、その後に選任手続のお知らせが届き、その選任手続というのがどれぐらいの人が呼ばれているのか、もうほとんど決まりだったのかどうなのかわからなくて、30人ほどの中から選任されるのだったら、もうちょっと早くに決まったらよかったかなとか思いましたけど、日程的にはすごく動きやすかったです。

司会者：ありがとうございます。最後に、6番の方、唯一午前に選任して、もう午後から審理が始まったという感じで、月、火、水、木、金という形でしたけど、いかがでしたでしょうか。

裁判員等経験者6：まずなんですけれども、いい点で言うと、全部コンパクトに詰まって連続していて、記憶も新しくていいんですが、私たちのほうからしますと、まず、決まったほうとしては、「え、当たっちゃったの。」っていう混乱のもと、何とか冷静にしなきゃと思っている間で、いきなり午後から審理なので、聞いてはいるんですけども、もうどきどき状態で心の整理がつかないというのと、あと、職場のほうも、何人かの6人だから当たらないだろうと言ってはいたんですけども、それで当たったっていうときに、「えっ。」となってしまうと、職場のほうも私以上にちょっと心の準備ができていなかった、ましてや、取引先のほうにも言えないので、「何でそんなに急に1週間も来なくなるの。」っていうような感じになってしましまして、できれば、私としては、1番さんや3番さん、4番さん、5番さんのときのような感じで、木曜日から金曜日に選任手続だけでもして、翌週から審理のほうはまだ心の準備もできてますし、自分は裁判員に選ばれたんだ、審理に集中しなきゃっていうことができましたし、当たったっていうことがわかれば、土曜日、日曜日の間に全部の仕事、段取りも組んで、引き継ぎとかもできたので、それで、今回は前もって、当たらないかもしれないけどやっておこうと思って土曜日、日曜日に全部

やっておいたんですけど、ちょっとそれをやってなかったら非常にまずかったなと思いましたので。

あと、選任手続のお知らせが来るタイミングなんですけれども、去年の12月末に「選ばれる可能性があります。」って来て、その後に何も来なかったの、外れたんだと思ったのに、お盆ぐらいに「可能性があります。」って来たので、それもちょっとびっくりかなっていうのと、その書面で見える限りでは、神戸地裁に呼ばれたときに、80人ぐらいの中の6人って思ってたんですけど、実際に来てみたら40人ぐらいだったので「えっ。」と思って、確率が増えるなと思いました。

司会者：どうもありがとうございました。確率の点は、本当にいつも読めないもので、何人来られるのかわからないところがあるものですから、事前のアナウンスがちょっと難しいところがあって、申し訳ありません。

それでは、最後にそれぞれ、今後、裁判員になられる方に何かメッセージ等ありましたらお願いします。1番の方、お願いします。

裁判員等経験者1：いろんな事件があるので何とも言えないんですけども、裁判員裁判の裁判員というのは国民の義務だと思っているので、最初の名簿に登録されて、その後、選任のところでいろいろ落ちていくわけなんですけど、なったからにはやってくださいという感じです。

司会者：2番の方、いかがでしょうか。

裁判員等経験者2：何でも経験やと思いますんで、やってもらったほうがいいんじゃないですかね。ただ、自分の仕事の都合がつく方に限りね。これ、つかない人もいっぱいいるんですわ。

司会者：ありがとうございます。3番の方、いかがでしょうか。

裁判員等経験者3：私も同じくで、もし選ばれたのであれば、貴重な経験というものもあるし、やったほうがいいのかなというふうに思います。

司会者：4番の方、お願いします。

裁判員等経験者4：私も、大変いい経験になると思いますし、審理に参加してい

く中で、被告人の本当に反省しているという姿を見られたという、「被告人は悪い。」という、絶対的な悪人のようにどうしても思ってしまうんですけど、反省していくという過程を見られたという貴重な経験にもなりました。ありがとうございます。

司会者：5 番の方、いかがでしょうか。

裁判員等経験者 5：国民の義務といいながら、断る方もたくさんおられるというのは、仕事の都合とか、こういうのは全然私には関係ないっていう人は最初から断るんですけども、やってみていろんな裁判のこともよくわかったし、これは、当たれば絶対に経験していただきたいと思います。

司会者：最後に 6 番の方、お願いします。

裁判員等経験者 6：最初は、「面倒くさいな。」とか、「仕事が。」とは思ったんですけども、やっぱりやってみて思ったことは、なりたくてもできない人もいるので、仕事とかの都合がつくのであれば、絶対やったほうがいいと思います。やったことによって最初のイメージ、あまり法廷に縁がないとか、弁護士さんとか、検察官の方も怖い人、裁判官も怖い人って思ってたんですけど、実際話してみたらフレンドリーな方もいらっしゃったので、そういったイメージを変えるためにも絶対参加してみたほうがいいと思います。

そして、参加したことによって、新聞とかも自分で注意するようになって見るようになりましたし、最初は、傷害致死も殺人も全部一緒くたにしてたので、判決が出てみて、「何で人を殺してるのにこれだけの年数なん。」っていうも思ってたんですけども、ああ、こういうことかっていうこともわかるようになったので、勉強にもなると思うので参加したほうがいいと思います。

司会者：本日は、どうもお忙しい中ありがとうございました。結構自分の中でも考えなきゃいけないなというところの意見がいろいろあったかと思いますので、またこれを参考にさせていただいて、今後の裁判員裁判が良きものになるようにしたいと思います。今日は本当にどうもありがとうございました。これで終了したいと思います。

以 上